

日本にしかない

差別

があるのを知っていますか

■じんけん通信 人権課 ☎57-8507

毎年7月10日から20日は「**部落差別をなくする運動**」強調旬間です

部落差別の問題(同和問題)とは

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、一部の人が長い間、経済的・社会的・文化的に低い状態に置かれ、決められた場所(被差別部落や同和地区と呼ばれています)に住むことを強いられました。

今もなお、生まれた場所、住んでいる場所が被差別部落というだけで日常生活でさまざまな差別を受けている人たちがいます。これは日本にしかない重大な人権問題です。

例えば…



結婚を反対されたり
婚約を解消される

能力に関係なく
就職で不利となる



特定の人を被差別部落に住んでいる人、出身の人とネットに書き込む

各地の被差別部落を
実際に撮影し、動画サイトに掲載する

これらは全て、被差別部落出身、もしくは住んでいるというただそれだけの理由で起きている差別です

部落差別をなくするための法律があります

「部落差別の解消の推進に関する法律」2016年施行

ポイント

- 01 ▶ **今もなお、部落差別が存在することの認識が法律で新たに示された(第1条)**
- 02 ▶ **部落差別は「許されないもの」であり、「解消すべき重要な課題である」と明記された(第1条)**
- 03 ▶ **部落差別をなくするための教育や啓発の必要性が明記された(第5条)**

私たちができること

正しい知識を持って差別や偏見を見抜く力を!

学校や職場、地域で開催される人権や部落差別に関する研修会、講演会に積極的に参加してみましょう!

根拠のないうわさ話やインターネットの情報に惑わされないで!



7月中旬にお届け!



納入通知書を送ります

65歳以上の方へ
介護保険料のお知らせ

通知書が届いたら、年間の保険料額、徴収方法(保険料の納め方)などをご確認ください!

高齢者介護課 ☎57-8510

年金額が18万円未満

納付書で支払い【普通徴収】

第1期の納期限は**7月31日(月)**です。通知書と同封の納付書で期日までに市役所会計課、各支所、指定金融機関、コンビニ等でお支払いください。便利な口座振替がおすすめです。

納め方は2種類

※支払い方法は選択できません

年金額が18万円以上

年金から差し引き【特別徴収】

次の場合は一時的に納付書で支払いとなります。

- 年度途中で65歳になった
- 転入
- 保険料の所得段階が変更になった

など

保険料の決まり方

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は市で決められた基準額(第5段階=68,880円)をもとに、ご本人の所得や同じ世帯のご家族の課税状況に応じた負担になるように段階的に決まります。

課税状況の判定は令和5年4月1日時点の世帯状況を基準としています。

※第1段階から第3段階の保険料は、令和元年10月からの消費税引き上げに伴い軽減されています

課税状況(市民税)	所得段階	対象者	保険料(年額)
本人・世帯員ともに非課税	第1段階	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	※20,660円
	第2段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超え120万円以下	※30,990円
	第3段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	※48,210円
本人:非課税 世帯員:課税	第4段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	61,990円
	第5段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	68,880円
本人が課税	第6段階	前年の合計所得金額が125万円未満	82,650円
	第7段階	前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満	89,540円
	第8段階	前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満	103,320円
	第9段階	前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	120,540円
	第10段階	前年の合計所得金額が400万円以上	127,420円